

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年9月1日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第57号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第3項」を「第4条第3項」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「第4条第6号」を「第5条第6号」に改め、「の各号」を削る。

第4条各号列記以外の部分中「第6条第2項第3号」を「第7条第2項第3号」に改め、「利用料金の」を削り、同条第1号中「第6条第2項第1号」を「第7条第2項第1号」に改め、同条第2号中「第6条第2項第2号」を「第7条第2項第2号」に改める。

別表第1京都市修学院老人デイサービスセンターの項の次に次の1項を加える。

京都市本能老人デイサービスセンター	午前8時30分から午後5時30分まで
-------------------	--------------------

別表第2京都市修学院老人デイサービスセンターの項の次に次の1項を加える。

京都市本能老人デイサービスセンター	日曜日
-------------------	-----

附 則

この規則は、平成17年9月2日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)